

豊後大野市第6期障がい福祉計画

豊後大野市第2期障がい児福祉計画

計画期間 令和3年度～令和5年度



令和3年3月

豊後大野市

—本計画における「障害」の「害」の字の表記について—

豊後大野市では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、平成18年より可能な限り「害」の字を「がい」とひらがなで表記することとしています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

本計画での表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

- 障 害→障がい
- 障害者→障がいのある人、あるいは障がい者(3障がいを総称する時に使う)とします。
- 身体障害者→身体障がい者(3障がいの中で特定する時に使う)
- 知的障害者→知的障がい者(3障がいの中で特定する時に使う)
- 精神障害者→精神障がい者(3障がいの中で特定する時に使う)

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
5	計画の調査、分析及び評価	2

第2章 障がい者の状況

1	身体障がい者	3
2	知的障がい者	5
3	精神障がい者	6
4	難病患者	7
5	発達障がい者	7

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	8
2	計画の基本的方向	8

第4章 令和5年度の目標値

1	施設入所者の地域生活への移行	9
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	11
4	福祉施設から一般就労への移行等	12
5	障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	14
6	相談支援体制の充実・強化等	15
7	障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	16

第5章 障がい福祉サービスの見込量

I	障がい福祉サービス及び相談支援における見込量	17
1	訪問系サービス	17
2	日中活動系サービス	19
3	居住系サービス等	21
4	相談支援	22
5	障がい児通所支援・障がい児相談支援等	23
II	地域生活支援事業における見込量	25
1	地域生活支援事業（必須事業）	25
2	地域生活支援事業（任意事業）	31

第6章 サービス見込量確保のための方策

第7章 サービスの円滑な実施の確保に必要な事項

第8章 計画の推進体制

資料編

豊後大野市障害福祉計画策定委員会設置要綱	37
豊後大野市障害福祉計画策定委員会委員名簿	39

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「豊後大野市障がい者基本計画」を策定しました。その後、平成23年8月の障害者基本法の一部を改正する法律や平成25年4月の障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の施行など障がい福祉を巡る社会状況の変化が生じました。

このような障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題に対応するため、平成29年3月に、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「第2期豊後大野市障がい者基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、各種施策の充実に取り組んでいるところです。

この「基本計画」に基づき、平成30年3月に平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「豊後大野市第5期障がい福祉計画」、「豊後大野市第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスや相談支援が身近な地域において提供できるよう努めてきました。

このたび、現行の「豊後大野市第5期障がい福祉計画」、「豊後大野市第1期障がい児福祉計画」が最終年度を迎えることから、障がい者を取り巻く様々な環境の変化を踏まえつつ、次期計画として「豊後大野市第6期障がい福祉計画」（以下「第6期計画」という。）、「豊後大野市第2期障がい児福祉計画」（以下「第2期障がい児計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

「第6期計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、「第2期障がい児計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。なお、「第6期計画」及び「第2期障がい児計画」（以下「両計画」という。）は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画である「基本計画」の具体的な実施計画となります。

また、両計画は、「豊後大野市総合計画」、「豊後大野市地域福祉計画」を上位計画とし、その他の関連計画との整合性を図りながら、策定するものです。

3 計画の期間

両計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。なお、両計画の最終年度となる令和5年度には、必要な見直しを行います。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和5年度に両計画の見直しを行います。)		

4 計画の策定体制

両計画は、豊後大野市地域自立支援協議会で意見を聴き、豊後大野市障害福祉計画策定委員会において、協議した上で計画案を作成します。更に広く市民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施して策定します。

5 計画の調査、分析及び評価

計画の実効性を確保する観点から、障害者総合支援法第88条の2により、定期的に計画の達成状況を調査、分析及び評価することとされています。サービス見込量については、両計画に掲げた事項について、毎年度、定期的に調査、分析及び評価を行います。

両計画の策定にあたっては、市民の理解が不可欠であり、自立支援協議会の役割が重要であると認識しています。

よって、両計画の分析及び評価の際には、豊後大野市地域自立支援協議会の意見を聴取することとします。

なお、計画の具体的な推進体制については、第8章に記述します。

第2章 障がい者の状況

1 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、令和2年11月末で2,844人となっており、平成29年度末の3,010人と比較すると166人（5.5%）の減少となっています。なお、等級別では1級、2級の重度障がい者が最も多く1,204人で、障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く1,495人、次いで内部障がい者が736人、あわせて2,231人で全体の78.4%となっています。

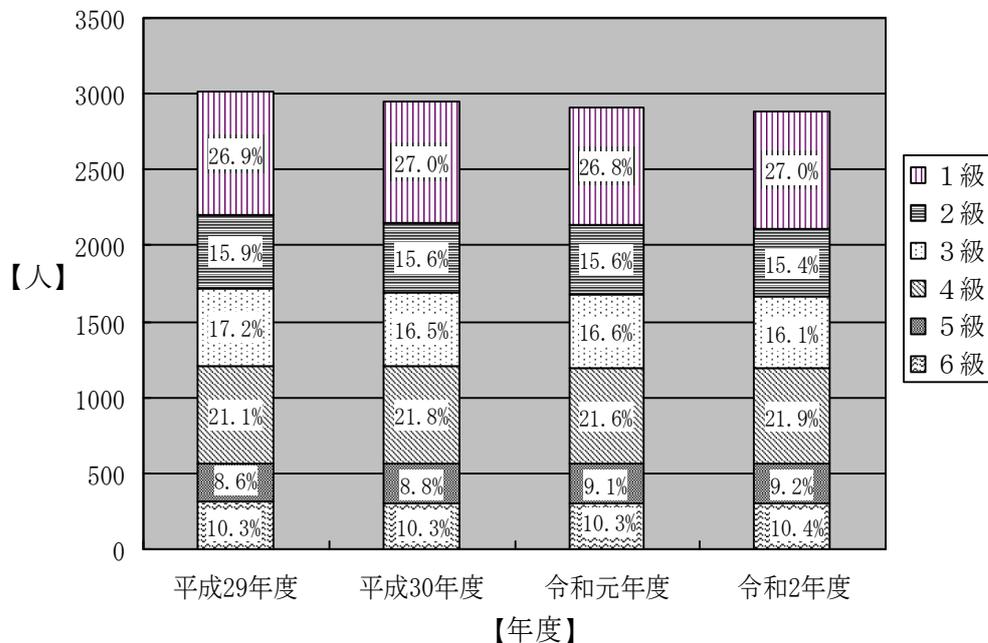
また、年齢別では65歳以上が2,415人で全体の84.9%を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

（各年度末、単位：人）

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (令和2年11月末)
1級	809	794	782	767
2級	478	459	455	437
3級	517	487	483	457
4級	636	641	629	623
5級	261	259	264	263
6級	309	304	300	297
総数	3,010	2,944	2,913	2,844

（資料：社会福祉課）

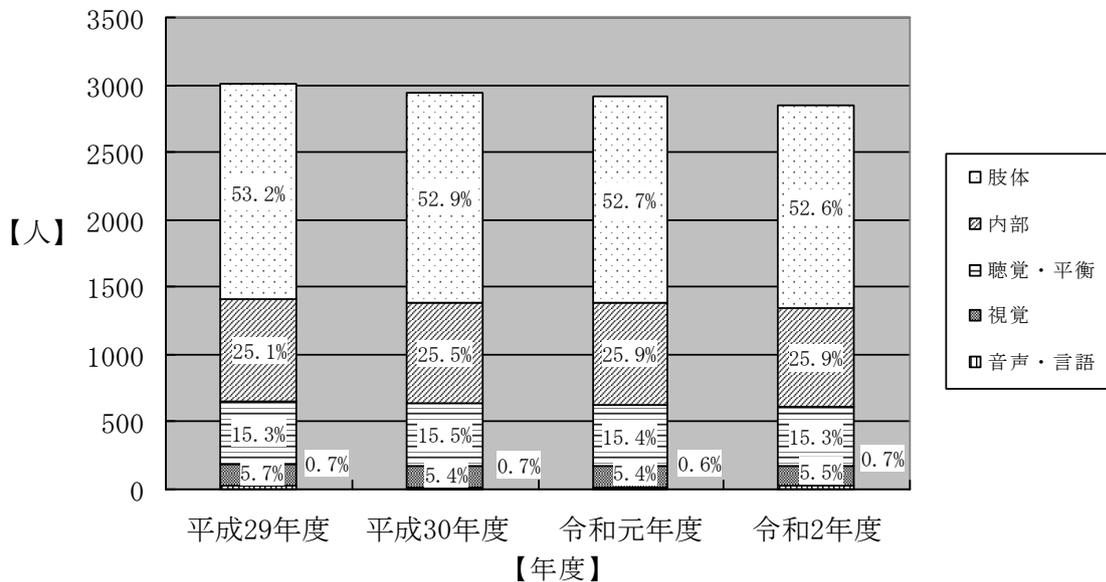


身体障害者手帳所持者数の推移（障がい別）

（各年度末、単位：人）

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (令和2年11月末)
肢体	1,602	1,558	1,535	1,495
内部	756	750	754	736
聴覚・平衡	460	457	448	435
視覚	172	160	158	158
音声・言語	20	19	18	20
総数	3,010	2,944	2,913	2,844

（資料：社会福祉課）



等級別年齢内訳

（令和2年11月末、単位：人）

年度 区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	全体比率
18歳未満	12	9	4	1	1	1	28	1.0%
18歳～64歳	135	80	51	66	49	20	401	14.1%
65歳以上	620	348	402	556	213	276	2,415	84.9%
総数	767	437	457	623	263	297	2,844	100%

（資料：社会福祉課）

2 知的障がい者

知的障がい者のうち、療育手帳所持者数は、令和2年11月末で496人となっており、平成29年度と比較すると25人増加しています。

また、重度障がい者（A判定）の人は141人、中軽度障がい者（B判定）の人は355人となっており、年齢別では、18歳未満が90人（18.1%）、18歳以上が406人（81.9%）となっています。

療育手帳所持者数の推移（判定別）

（各年度末、単位：人）

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (令和2年11月末)
A判定	143	144	143	141
B判定	328	341	348	355
総数	471	485	491	496

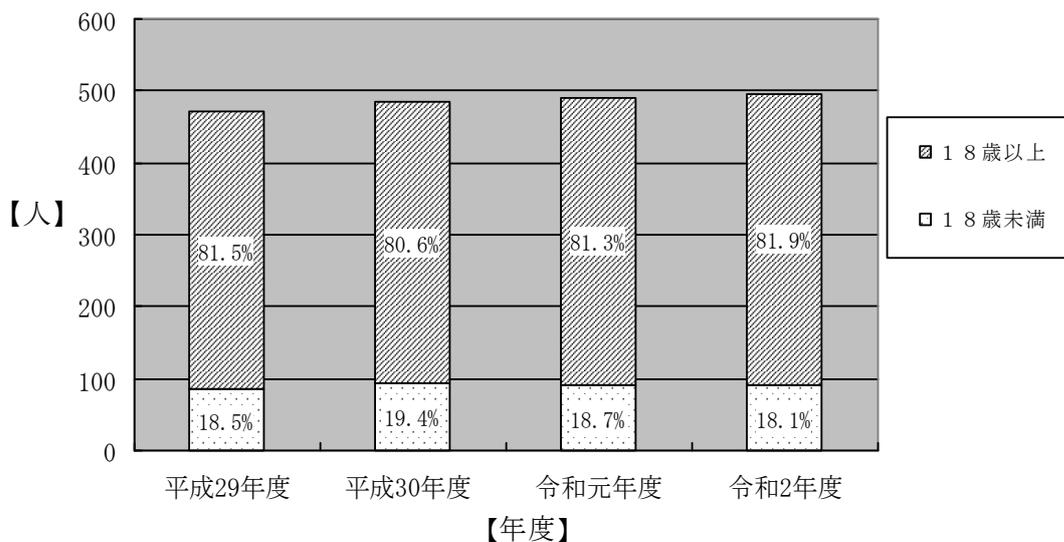
（資料：社会福祉課）

療育手帳所持者数の推移（年齢別）

（各年度末、単位：人）

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (令和2年11月末)
18歳以上	384	391	399	406
18歳未満	87	94	92	90
総数	471	485	491	496

（資料：社会福祉課）



3 精神障がい者

精神障がい者の実数を把握することは困難ですが、本市で精神科医療機関に入院・通院している精神障がい者の数をみると、令和元年度で1,265人となっており、平成30年度と比較すると、入院患者が3人増加し、通院患者が74人減少しています。

精神科医療機関に入院・通院している精神障がい者の状況

(各年度6月30日)

年度	区分	入院患者		通院患者		合計	人口千人対比
			うち措置入院		うち自立支援医療受給者		
平成30年度 (構成比)		164人	1人	1,172人	475人	1,336人	37.8
		12.2%	0.1%	87.8%	40.5%	100.0%	—
令和元年度 (構成比)		167人	0人	1,098人	555人	1,265人	37.3
		13.2%	0%	86.8%	50.5%	100.0%	—

(資料：県障害福祉課)

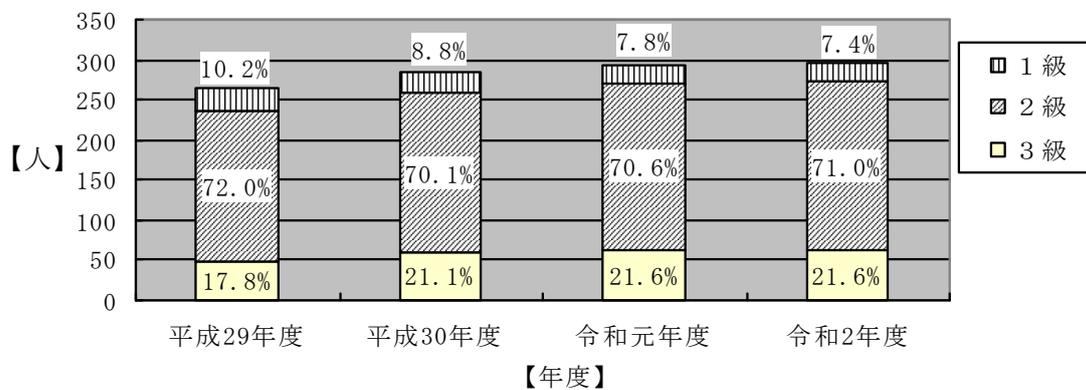
なお、精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年11月末で296人となっており、平成29年度末の264人と比較すると32人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

(各年度末、単位:人)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (令和2年11月末)
1級	27	25	23	22
2級	190	199	207	210
3級	47	60	63	64
総数	264	284	293	296

(資料：社会福祉課)



4 難病患者

難病患者の実数を把握することは困難ですが、特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者数の年次推移をみると、平成28年度から令和元年度までの3年間で9名の減少となっています。

特定疾患医療受給者証所持者数

(各年度末、単位:人)

年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	382	338	335	373

(資料:豊肥保健所報)

5 発達障がい者

発達障がいとは、脳機能の障がいが原因で、コミュニケーションや対人関係、特定の事柄を苦手とする障がいです。「発達障害者支援法」においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

発達障がい者数については、正確な人数の把握は困難ですが、本市の委託相談支援事業所における発達障がいに関する相談利用者数は平成28年度と比較すると増加傾向となっています。

委託相談支援事業所における発達障がいに関する相談支援の利用者の年次推移

(各年度末、単位:人)

年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	実人員	実人員	実人員	実人員
18歳未満	99	118	329	365
18歳以上	20	22	103	49
計	119	140	432	414

(資料:社会福祉課)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指します。

両計画の基本理念は、「基本計画」、「豊後大野市第5期障がい福祉計画」及び「豊後大野市第1期障がい児福祉計画」を継承します。

また、この基本理念と次に掲げる国の基本指針を勘案して、両計画を推進します。

- ア. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- イ. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ウ. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- エ. 地域共生社会の実現に向けた取組
- オ. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- カ. 障がい福祉人材の確保
- キ. 障がい者の社会参加を支える取組

2 計画の基本的方向

- ①施設入所者の地域生活への移行
地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような居住支援の充実
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、住まい、社会参加、地域の助け合い等が包括的に確保された体制の推進
- ③地域生活拠点等が有する機能充実
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活拠点等が有する機能充実強化の推進
- ④福祉施設から一般就労への移行等
福祉施設から一般就労への移行及び定着の推進
- ⑤障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
地域支援機能を強化することにより、地域社会への参加や包容の推進
- ⑥相談支援体制の充実強化等
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化
- ⑦障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組

第4章 令和5年度の目標値

障がいのある人の自立した生活を支えるために、これまでの取組と課題を踏まえ、令和5年度を目標年度として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る数値目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

《国の基本指針》

国の基本指針では、施設入所者の地域生活への移行（入所施設を退所し、グループホームや一般住宅などへ移行）について、次のA～Bを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定すると示されています。

- A 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行すること。
- B 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減すること。

《目標設定の考え方》

本市の実情と第5期計画の実績を勘案して、目標を設定します。

- A 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の1%が地域生活に移行する。
- B 国の指針のとおり、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減すれば1名削減の111人となる。しかしながら、令和2年度末時点の施設入所者は114人の見込みである。よって、令和5年度末において、施設入所者の数が114人を上回らないように地域生活への移行を推進するものとする。

◆第5期計画の実績

項 目		目標	実績
平成28年度末時点の施設入所者数（111人）		①	
目 標 値 A	令和2年度末までの地域生活移行者数の移行率	②	1%
	令和2年度末までの地域生活移行者数 （111人×②）	③	1人
目 標 値 B	令和2年度末までの施設入所者の削減率 ※削減率の設定は困難	④	—
	令和2年度末までの施設入所者の削減数 ※施設入所者の削減は困難	⑤	—
	令和2年度末の施設入所者数 ※平成29年度末入所者120人を上回らないことを目標	⑥	120人
			114人

◆第6期計画の目標

項 目		目 標	
令和元年度末時点の施設入所者数（112人）		①	
目標値 A	令和5年度末までの地域生活移行者数の移行率	②	1%
	令和5年度末までの地域生活移行者数 (112人×②)	③	1人
目標値 B	令和5年度末までの施設入所者の削減率 ※削減率の設定は困難	④	-
	令和5年度末までの施設入所者の削減数 ※施設入所者の削減は困難	⑤	-
	令和5年度末の施設入所者数 ※令和2度末入所者114人を上回らないことを目標	⑥	114人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の基本指針》

国の基本指針では、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることが基本として示されています。

《目標設定の考え方》

本市では、豊肥圏域の精神医療と地域との連携の推進のため、県が開催する「精神障がい者地域移行推進連絡会」に積極的に参加します。また、関係機関の役割と課題を整理し、自立支援協議会地域移行分科会の設置と体制整備に向けて取り組みます。

◆第6期計画の目標

項 目	目 標
保健、医療、福祉関係者による協議の場への参加	2人
自立支援協議会地域移行分科会の設置と体制整備	設置と体制整備

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国の基本指針》

国の基本指針では、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能（①相談 ②緊急時受入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり）を有した「地域生活支援拠点等」を、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが示されています。

《目標設定の考え方》

本市では、令和2年度に面的整備型で整備予定です。今後は、地域の社会資源などを十分活用し、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討を行います。

◆第6期計画の目標

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年1回以上

4 福祉施設から一般就労への移行等

《国の基本指針》

国の基本指針では、令和5年度に福祉施設から「就労移行支援事業等」（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労への移行について次のA～Dを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定すると示されています。

- A 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。そのうち、就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上とする。
- B 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とする。就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とする。
- C 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- D 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

《目標設定の考え方》

本市の実情を勘案して、次のA～Dを目標として設定します。

- A 令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績より1.27倍増やす。そのうち、就労移行支援事業から一般就労への移行者数については令和元年度実績の3人を下回らないこととする。
- B 令和5年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数を1人以上、就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数も1人以上を目標とする。
- C 令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- D 市内に就労定着支援事業所がないため、目標値を定めない。

◆第5期計画の実績

項 目		目 標	実 績
平成28年度の福祉施設からの一般就労移行者数（5人）		①	
目標値A	令和2年度中の福祉施設からの一般就労移行者	②	8人
	令和2年度中の福祉施設からの一般就労移行者数増加率	③	1.6倍
平成28年度末の就労移行支援利用者数（11人）		④	
目標値B	令和2年度末の就労移行支援利用者数	⑤	20人
	令和2年度末の就労移行支援利用者の増加数 (⑤-④)	⑥	9人
	令和2年度末の就労移行支援利用者の増加率 (⑥/④)	⑦	81.8%
令和2年度末の就労移行支援事業所数		⑧	2事業所
目標値C	令和2年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数	⑨	1事業所
	令和2年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所の全事業所に対する割合	⑩	50%
目標値D	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	平成30年度末	50%
		令和元年度末	60%
		令和2年度末	80%

◆第6期計画の目標

項 目		目 標
令和元年度の福祉施設からの一般就労移行者数（4人）		①
目標値A	令和5年度の福祉施設からの一般就労移行者数	②
	令和5年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	③
目標値B	令和5年度の就労継続支援A型事業からの一般就労への移行者数	④
	令和5年度の就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数	⑤
目標値C	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合	⑥
目標値D	令和5年度に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。	⑦

5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

《国の基本指針》

国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヶ所以上設置し、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが示されています。

《目標設定の考え方》

本市は目標値(1ヶ所以上)を達成しています。保育所等訪問支援体制の構築についても達成しているため、保育所等訪問支援の更なる充実を目標とします。

◆第2期障がい児計画の目標

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置等	既存の児童発達支援センターによる保育所等訪問支援の更なる充実

(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

《国の基本指針》

国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヶ所以上確保することが示されています。

《目標設定の考え方》

本市では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できる体制を隣接市に確保しており、利用体制の継続を図ります。

◆第2期障がい児計画の目標

項 目	目 標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	事業所を利用できる体制の継続した確保

②障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

《国の基本指針》

国の基本指針では、令和5年度末までに、圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置が示されています。

《目標設定の考え方》

本市では、関係機関で行う医療的ケア児の支援についての検討会議に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しています。今後も検討会議に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

◆第2期障がい児計画の目標

項 目	目 標
医療的ケア児支援に関するコーディネーターの配置	配置人員の充実

6 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本指針》

国の基本指針では、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することが示されています。

《目標設定の考え方》

本市では、自立支援協議会相談支援部会を活用した研修等の充実に取り組みます。

◆第6期計画の目標

項 目	目 標
相談支援体制の充実	自立支援協議会相談支援部会を活用した研修等の充実
基幹相談支援センターのあり方(設置)の検討	体制の確保に向けた検討

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

《国の基本指針》

国の基本指針では、令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが示されています。

《目標設定の考え方》

本市では、障がい福祉サービス等に係る各種研修や情報共有の場へ市職員の積極的な参加を促し、障がい福祉サービスの適切な提供に必要な知識を理解、習得していきます。

また、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図ります。

◆第6期計画の目標

項 目	目 標
研修会等への市職員の参加	2人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年1回

第5章 障がい福祉サービスの見込量

第4章で設定した目標を達成するために必要なサービス見込量の設定を行います。

I 障がい福祉サービス及び相談支援における見込量

障がい福祉サービスは、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」があり、障がいのある人の障がいの種別や程度及び家族の状況など勘案すべき事項を踏まえ、個別のニーズに添ったサービスの提供を行っています。

1 訪問系サービス

《事業内容》

居宅介護

障がいのある人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護

視覚障がいや移動に著しい困難がある人に対し、ヘルパーが外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。

行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事などの介護、その他の行動する際の必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいがあり、意思疎通に著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態、知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助を包括的に提供します。

《見込量算出の考え方》

利用実績、平均的な一人あたりの利用量等を勘案して、利用者数や量の見込みを設定しました。

サービスの見込み（一月あたり）

◆第5期計画の見込と実績

サービス種類		区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			人数	時間	人数	時間	人数	時間
居宅介護	計画		85	1,530	85	1,530	85	1,530
	実績		55	876	55	895	52	858
重度訪問介護	計画		1	290	1	290	1	290
	実績		1	88	1	1	0	0
同行援護	計画		1	25	1	25	1	25
	実績		4	34	5	42	5	26
行動援護	計画		20	400	20	400	20	400
	実績		15	289	14	270	13	269
合計	計画		107	2,245	107	2,245	107	2,245
	実績		75	1,287	75	1,208	70	1,153
重度障害者等包括支援	計画		1	500	1	500	1	500
	実績		0	0	0	0	0	0

◆第6期計画

サービス種類		区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			人数	時間	人数	時間	人数	時間
居宅介護	計画		55	1,000	55	1,000	55	1,000
重度訪問介護	計画		1	290	1	290	1	290
同行援護	計画		5	50	5	50	5	50
行動援護	計画		15	300	15	300	15	300
合計	計画		76	1,640	76	1,640	76	1,640
重度障害者等包括支援	計画		1	500	1	500	1	500

2 日中活動系サービス

《事業内容》

生活介護

施設などにおいて、一定の障がいがある人が常時介護を要する人に対して、主として昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活能力の向上のために必要な援助を行います。

自立訓練（機能訓練）

身体障がいや難病のある人に対し、施設や事業所などにおいて、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、施設や事業所などにおいて、入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。

就労移行支援

就労を希望し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動・職場体験などの活動の機会提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援A型

一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人のうち、就労継続支援A型事業所との雇用契約に基づき就労する者に対して、生産活動などの活動の機会提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援B型

一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人のうち、就労移行支援を利用して雇用に至らなかった人などに対して、生産活動などの活動の機会提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

療養介護

病院において、一定の障がいがある人が常時介護を要する人に対して、主として昼間において、病院で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

短期入所

介護者の疾病などの理由で、施設へ短期間の入所が必要な場合、入浴・排せつ、食事の介護、その他の必要な支援を行います。

《見込量算出の考え方》

利用実績、平均的な一人あたりの利用量等を勘案して、利用者数や量の見込みを設定しました。

サービスの見込み（一月あたり）

◆第5期計画の見込と実績

サービス種類	区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	人日	人数	人日	人数	人日
生活介護	計画	170	3,570	170	3,570	170	3,570
	実績	143	2,949	140	2,899	140	2,908
自立訓練（機能訓練）	計画	1	23	1	23	1	23
	実績	2	35	2	40	2	44
自立訓練（生活訓練）	計画	30	300	30	300	30	300
	実績	18	209	17	219	16	223
就労移行支援	計画	20	360	20	360	20	360
	実績	5	95	7	135	10	189
就労継続支援A型	計画	50	1,000	50	1,000	50	1,000
	実績	34	685	36	725	36	605
就労継続支援B型	計画	160	2,880	160	2,880	160	2,880
	実績	143	2,506	149	2,640	160	2,880
就労定着支援	計画	1		1		1	
	実績	1		2		1	
療養介護	計画	20		20		20	
	実績	18		18		19	
短期入所（福祉型）	計画	30	180	30	180	30	180
	実績	21	172	22	167	15	133
短期入所（医療型）	計画	5	25	5	25	5	25
	実績	2	10	2	9	1	1

「人日」＝「述べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

◆第6期計画

サービス種類	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	人日	人数	人日	人数	人日
生活介護	計画	150	3,000	150	3,000	150	3,000
自立訓練（機能訓練）	計画	3	60	3	60	3	60
自立訓練（生活訓練）	計画	25	300	25	300	25	300
就労移行支援	計画	10	200	10	200	10	200
就労継続支援A型	計画	40	800	40	800	40	800
就労継続支援B型	計画	170	3,060	180	3,240	180	3,240
就労定着支援	計画	3		3		3	
療養介護	計画	20		20		20	
短期入所（福祉型）	計画	25	190	30	200	30	200
短期入所（医療型）	計画	2	10	3	15	3	15

「人日」＝「述べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

3 居住系サービス等

《事業内容》

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしをする人（希望する人を含む。）に対し、定期的な居宅訪問、情報提供及び助言など必要な支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対し、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に、入浴・排せつ・食事などの介護、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

《見込量算出の考え方》

自立生活援助及び共同生活援助については、現にサービスを利用している人数、障がい者のニーズ、退院可能な精神障がい者のうち、利用が見込まれる人数等を勘案して、利用者数及びサービス量を見込みました。

また、施設入所支援の計画については、令和2年度末の施設入所者数114人を上回らないように設定しました。

サービスの見込み（一月あたり）

◆第5期計画の見込と実績

サービス種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
共同生活援助	計画	90人	90人	90人
	実績	92人	97人	99人
施設入所支援	計画	120人	120人	120人
	実績	113人	112人	114人

◆第6期計画

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画	1人	1人	1人
共同生活援助	計画	100人	105人	110人
施設入所支援	計画	114人	114人	114人

4 相談支援

《事業内容》

計画相談支援

障がい福祉サービスなどを申請した障がいのある人について、サービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業者との連絡調整、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

地域相談支援

○地域移行支援

施設入所者や精神科病院に入院している精神障がいのある人など、地域での生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保などの活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

○地域定着支援

居宅において単身などで生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、その他必要な支援を行います。

《見込量算出の考え方》

医療機関等からの地域生活の移行者数や利用実績等を勘案して、利用者数の見込みを行いました。

サービスの見込み

◆第5期計画の見込と実績

サービス種類		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援		計画	月あたり100人	月あたり100人	月あたり100人
		実績	月あたり66人	月あたり81人	月あたり102人
地域相談支援	地域移行支援	計画	年間1人	年間2人	年間2人
		実績	0人	0人	0人
	地域定着支援	計画	年間1人	年間1人	年間1人
		実績	0人	0人	0人

「計画相談支援」は一月あたりの人数でモニタリングも含む。「地域相談支援」は対象者の年間の実人数

◆第6期計画

サービス種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援		計画	月あたり110人	月あたり115人	月あたり120人
地域相談支援	地域移行支援	計画	年間1人	年間1人	年間1人
	地域定着支援	計画	年間1人	年間1人	年間1人

「計画相談支援」は一月あたりの人数でモニタリングも含む。「地域相談支援」は対象者の年間の実人数

5 障がい児通所支援・障がい児相談支援等

《事業内容》

児童発達支援

障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援

肢体不自由で、理学療法などの機能訓練や医学的管理下での支援が必要である児童に対して、児童発達支援および治療を行います。

放課後等デイサービス

就学児で、授業の終了後や休業日に支援が必要な障がいのある児童に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会の交流の促進、その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所等の施設を訪問し、専門的な支援を必要とする障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障がい児相談支援

障がい児通所支援を申請した障がいのある児童について、児童支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、児童支援利用計画の作成、児童支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

医療的ケアを要する障がい児に対する支援

医療的ケア児（NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童）が地域において必要な支援を円滑に受ける事ができるよう、医療的ケア児に対する支援について関係機関との連絡調整を行います。

《見込量算出の考え方》

利用実績、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数や量の見込みを行いました。

サービスの見込み（一月あたり）

◆第1期障がい児計画の見込と実績

サービス種類	区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	人日	人数	人日	人数	人日
児童発達支援	計画	65	520	70	560	70	560
	実績	42	328	42	313	36	304
医療型児童発達支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	計画	115	920	120	960	120	960
	実績	86	701	92	700	92	730
保育所等訪問支援	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	27	30	27	30	9	11
居宅訪問型児童発達支援	計画	1	4	1	4	1	4
	実績	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	計画	25		25		25	
	実績	29		36		41	

「人日」＝「述べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

◆第2期障がい児計画

サービス種類	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	人日	人数	人日	人数	人日
児童発達支援	計画	50	400	50	400	50	400
医療型児童発達支援	計画	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	計画	115	920	115	920	115	920
保育所等訪問支援	計画	30	30	30	30	30	30
居宅訪問型児童発達支援	計画	1	4	1	4	1	4
障がい児相談支援	計画	45		45		45	

「人日」＝「述べ利用日数」（利用者数 × 一人当たりの平均利用日数）

II 地域生活支援事業における見込量

1 地域生活支援事業（必須事業）

(1) 相談支援事業

《事業内容》

障がい者相談支援事業

障がいのある人や障がいのある人を介護する人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、情報提供や相談などの業務を総合的にを行います。

基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

○入居支援

不動産業者に対する物件あっせん依頼や家主との入居契約手続き支援を行います。

○居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるように調整します。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい者相談支援事業	計画	2か所	2か所	2か所
	実績	2か所	2か所	2か所
住宅入居等支援事業	計画	障がい者相談支援事業の中で実施します		
	実績	障がい者相談支援事業の中で実施		

◆第6期計画

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	計画	2か所	2か所	2か所
住宅入居等支援事業	計画	障がい者相談支援事業の中で実施します		

(2) 理解促進研修・啓発事業

《事業内容》

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がいに対する理解の促進を図るため「障がい福祉教室」を行います。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい福祉教室	計画	実施	実施	実施
	実績	無	実施	実施

◆第6期計画

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉教室	計画	実施	実施	実施

(3) 成年後見制度利用支援事業

《事業内容》

成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度利用の申立てに要する経費や後見人の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援します。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	計画	1件/年	1件/年	1件/年
	実績	0件/年	0件/年	0件/年

◆第6期計画

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	計画	1件/年	1件/年	1件/年

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

《事業内容》

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

本市においては未実施のため、地域において制度利用を推進・支援する地域ネットワークの整備・運営を行う中核機関の立ち上げとともに検討を進めていきます。

(5) 意思疎通支援事業

《事業内容》

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

◆手話通訳者設置事業

市役所に手話通訳者を設置し、聴覚等に障がいのある人に対し、市役所等でのコミュニケーション支援を行います。

◆手話通訳者派遣 手話通訳士、手話通訳者等を派遣します。

◆要約筆記者派遣 要約筆記者、要約筆記奉仕員を派遣します。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者設置事業		計画	1名	1名	1名
		実績	1名	1名	1名
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	計画	90件/年	100件/年	100件/年
		実績	69件/年	82件/年	80件/年
	要約筆記者派遣	計画	5件/年	5件/年	5件/年
		実績	0件/年	1件/年	0件/年

◆第6期計画

事業の種類		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業		計画	1名	1名	1名
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	計画	100件/年	100件/年	100件/年
	要約筆記者派遣	計画	1件/年	1件/年	1件/年

(6) 日常生活用具給付等事業

《事業内容》

障がいのある人に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

- ◆介護・訓練用支援用具（特殊寝台など） ◆自立生活支援用具（入浴補助用具など）
- ◆情報・意思疎通支援用具（盲人用時計、人工咽頭など）
- ◆在宅療育等支援用具（たん吸引器など） ◆排せつ管理支援用具（ストマ用装具など）
- ◆住宅改修費（段差解消、手すりなど）

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練用支援用具	計画	5件/年	5件/年	5件/年
	実績	0件/年	2件/年	2件/年
自立生活支援用具	計画	10件/年	10件/年	10件/年
	実績	11件/年	10件/年	3件/年
在宅療育等支援用具	計画	5件/年	5件/年	5件/年
	実績	7件/年	6件/年	3件/年
情報・意思疎通支援用具	計画	10件/年	10件/年	10件/年
	実績	19件/年	12件/年	6件/年
排せつ管理支援用具	計画	1,100件/年	1,100件/年	1,100件/年
	実績	1,027件/年	977件/年	1,000件/年
住宅改修費	計画	5件/年	5件/年	5件/年
	実績	2件/年	2件/年	1件/年
合計	計画	1,135件/年	1,135件/年	1,135件/年
	実績	1,066件/年	1,009件/年	1,015件/年

◆第6期計画

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練用支援用具	計画	5件/年	5件/年	5件/年
自立生活支援用具	計画	10件/年	10件/年	10件/年
在宅療育等支援用具	計画	5件/年	5件/年	5件/年
情報・意思疎通支援用具	計画	10件/年	10件/年	10件/年
排せつ管理支援用具	計画	1,050件/年	1,050件/年	1,050件/年
住宅改修費	計画	5件/年	5件/年	5件/年
合計	計画	1,085件/年	1,085件/年	1,085件/年

(7) 手話奉仕員養成研修事業

《事業内容》

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術などを習得するための養成研修を行います。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業	計画	入門 基礎 上級課程	入門 基礎 上級課程	入門 基礎 上級課程
	実績	入門課程 5人受講 基礎課程 3人受講 上級課程 22人受講	入門課程 9人受講 基礎課程 4人受講 上級課程 18人受講	入門課程 4人受講 基礎課程 4人受講 上級課程 12人受講

◆第6期計画

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	計画	入門 基礎 上級課程	入門 基礎 上級課程	入門 基礎 上級課程

(8) 移動支援事業

《事業内容》

地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

事業の見込み

◆第5期計画の見込と実績(年間)

事業の種類	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	計画	30人	30人	30人
		3,000時間	3,000時間	3,000時間
	実績	実利用 26人	実利用 28人	実利用 27人
		延べ 2,343時間	延べ 1,776時間	延べ 2,040時間

◆第6期計画（年間）

事業の種類	区分	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	計画	実人数	30人	30人	30人
		延利用時間	2,700時間	2,700時間	2,700時間

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

《事業内容》

障がいのある人が通所し、地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会の交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域生活支援の促進を図ります。本市では市内の2つのⅡ型事業所、市外の2つのⅡ型事業所の利用を推進します。

(参考)

- ◆地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター	市内施設分	計画	2か所	2か所	2か所
			16人/年	16人/年	16人/年
		実績	2か所	2か所	2か所
			18人/年	20人/年	17人/年
	市外施設分	計画	3か所	3か所	3か所
			8人/年	8人/年	8人/年
実績		3か所	3か所	2か所	
		7人/年	7人/年	5人/年	

◆第6期計画

事業の種類		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	市内施設分	計画	2か所	2か所	2か所
			17人/年	17人/年	17人/年
	市外施設分	計画	2か所	2か所	2か所
			5人/年	5人/年	5人/年

2 地域生活支援事業（任意事業）

(1) 日常生活支援

●訪問入浴サービス事業

《事業内容》

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	計画	実施個所数	1	1	1
		実利用者数/年	1	1	1
	実績	実施個所数	1	1	1
		実利用者数/年	0	0	0

◆第6期計画

事業の種類		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	計画	実施個所数	1	1	1
		実利用者数/年	1	1	1

●日中一時支援事業

《事業内容》

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	計画	実施個所数	7	7	7
		実利用者数/年	20	20	20
	実績	実施個所数	10	9	11
		実利用者数/年	12	17	19

◆第6期計画

事業の種類		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	計画	実施個所数	11	11	11
		実利用者数/年	20	20	20

●巡回支援専門員派遣事業

《事業内容》

発達障がい者に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
巡回支援専門員派遣事業	計画	実施個所数	1	1	1
		実利用者数/年	25	30	30
	実績	実施個所数	1	1	1
		実利用者数/年	10	6	3

◆第6期計画

事業の種類		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員派遣事業	計画	実施個所数	1	1	1
		実利用者数/年	18	18	18

(2) 社会参加支援

《事業内容》

自動車運転免許取得・改造助成事業として、自動車運転免許の取得や、自動車改造に要する費用の一部を助成します。

事業の見込み（年間）

◆第5期計画の見込と実績

事業の種類		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
社会参加促進事業	計画	免許取得助成件数	1	1	1
		自動車改造助成件数	2	2	2
	実績	免許取得助成件数	0	0	1
		自動車改造助成件数	0	2	3

◆第6期計画

事業の種類		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加促進事業	計画	免許取得助成件数	1	1	1
		自動車改造助成件数	2	2	2

第6章 サービス見込量確保のための方策

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービスにおける見込量確保の方策

居宅介護、行動援護、重度訪問介護などの訪問系サービスに関する情報提供に努め、障がいの種別によらないサービス事業者の参入を働きかけ、サービス実施事業者の確保に努めていきます。

(2) 日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

障がいのある人が地域で生活を続けていくうえで、障がい特性や一人ひとりの意欲、適正、能力などに応じて、働く場や活動の場が身近なところにあることが望まれます。このため、一般企業などへの就職が困難な障がいのある人を対象とする福祉的就労の場の確保やサービス事業所の安定運営を図るとともに、福祉的就労の場や特別支援学校などから地域の企業・事業所への一般就労に向けた支援を促進します。

(3) 居住系サービスにおける見込量確保の方策

自立した生活を希望する方や、入所・入院からの地域移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム）について、必要なサービス量の確保に努めていきます。また、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、在宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに努めていきます。

(4) 障がい児通所支援における見込量確保の方策

障がいが見い出され、早期に療育が必要である子どもが、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を通して、適切な時期に適切な療育を受けることができるように、相談支援体制の充実を努めます。

(5) 相談支援・障がい児相談支援における見込量確保の方策

障がいのある児童を含む障がい福祉サービスの利用者が、個別の状況に応じたサービス利用ができるよう相談支援事業所と連携し、障がいのある人の生活状況等に応じた支援を適切に提供できるよう、家族、行政、サービス事業所、学校関係者、医療機関など関係者・関係機関が相談支援に相互に関わり、地域での生活を支援します。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業には、実施が義務付けられている必須事業及び自治体の裁量により実施する任意事業があります。

地域生活支援事業の実施にあたり、これまでのサービス水準を確保するとともに、サービスの利用状況や地域における福祉基盤の整備状況などを勘案しながら、実情に応じた事業展開を図ります。また、障がい福祉サービスと組み合わせた効果的な利用ができるよう取り組みます。障がいのある人の状態やニーズに応じて対応するとともに、自己選択・自己決定の尊重に努めます。

第7章 サービスの円滑な実施の確保に必要な事項

1 障がい者等に対する虐待の防止

障害者虐待防止センターを中心として、関係団体からなるネットワークの活用、障がいのある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止に取り組むことができる体制を構築します。

次に掲げる点に配慮し、障がいのある人に対する虐待を防止します。

(1) 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、障がいのある人及びその養護者の支援に当たり、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。また、指定障がい福祉サービス事業所等の設置者・管理者に対し、各種研修などあらゆる機会を通じて助言を継続的に行います。

(2) 一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障がいのある人の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な場所の確保について、地域生活支援拠点等の整備において対応します。

(3) 権利擁護の取り組み

成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行います。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消を妨げている様々な要因の解消を図るための啓発活動を行います。

3 サービス提供事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

事業所が地域に開かれた施設となるという方向性を堅持し、地域住民や関係機関との関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めるための支援を行います。

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

障がいのある人やその家族などに対する各種サービスの充実を目指し、庁内の保健・福祉・医療・教育・雇用・まちづくりなどの関係課の連絡調整や関係機関との連携をより一層強化するとともに、計画の推進体制を整備することとします。

豊後大野市自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議し、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。

2 事業実施及び計画の進行管理

策定した計画の内容を踏まえて、目標達成に向けて施策を推進していきます。また、基本指針に即して定めた成果目標について、毎年度その進捗状況の分析・評価を行って、その結果を豊後大野市地域自立支援協議会に報告し意見を聴くこととします。

3 計画の見直し

計画期間中においても、障がいがある人のニーズの多様化、社会経済状況の変化など障がいのある人を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされる場合は、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 計画の周知

障がいのある人もない人も共に暮らす地域の実現に向けて、障がいに関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、地域住民や障がい者支援に関わる人々と共通理解を得ながら計画を推進します。

5 国・県・近隣市との連携

障がいのある人の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、近隣の市をはじめとする広域的な対応や、国・県との連携をさらに図ります。

豊後大野市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、豊後大野市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、住民の意見を反映させるため、豊後大野市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる区分により市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師会の代表
- (3) 障害者団体、家族会等の代表者
- (4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員
- (5) 公の機関の代表者
- (6) その他市長が必要と求める者

3 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨の議決をした場合は、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第51号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日告示第52号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日告示第146号)

この告示は、公示の日から施行する。

豊後大野市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 等
	池邊 淑子	大分県豊肥保健所 所長
	岡野 良文	豊後大野市医師会 代表理事
	河村 昇	豊後大野市身体障害者福祉協議会 会長
	小倉 美紀	広域親の会 会長
	清原 博	豊後大野市身体障害者相談員
	小野 香代子	豊後大野市知的障害者相談員
	東 邦彦	大分県立竹田支援学校 校長
	若杉 竜也	豊後大野公共職業安定所 所長
	佐藤 文夫	豊後大野市社会福祉協議会 常務理事
	松田 正人	障がい福祉事業所連絡協議会 会長
	大宅 顕一朗	NPO法人青い鳥 施設長
	成瀬 吉要	相談支援事業所 サポートセンターサライ 相談支援専門員
	秋月 正博	社会福祉法人 萌葱の郷 ライフサポートセンター なごみ園 施設長
	高倉 章治	社会福祉法人 偕生会 新星館障害福祉サービスセンター 施設長

豊後大野市第6期障がい福祉計画
豊後大野市第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

編集・発行 豊後大野市
〒879-7198 豊後大野市三重町1200番地
TEL 0974-22-1001 FAX 0974-22-6653
